（不動産取得税の基準税額の算定方法）

第二十条　不動産取得税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛（A ＋ B）／2｝ × 0.02106

算式の符号

A　前々年度の道府県税課税状況調第 26 表（家屋に関する調）の表側「合計」、表頭「課税標準」のうち「価格」欄の額と第 28 表（土地に関する調）の表側「計」、表頭「課税標準額」欄の額との合算額に道府県税課税状況調第 33 表（課税標準の特例の適用状況に関する調（附則・合計））の表側「計」、表頭「法附則第 11 条第 7 項（認定都市再生計画）（実績）」のうち「控除額」欄の額及び道府県税課税状況調第 32 表（課税標準の特例の適用状況に関する調（本法））の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 12 項に該当するもの（家庭的保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 13 項に該当するもの（居宅訪問型保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 14 項に該当するもの（事業所内保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額の合算額を加算し、道府県税課税状況調第 33 表の表側「計」、表頭「法附則第 11 条第 7 項（認定都市再生計画）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額及び道府県税課税状況調第 32 表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 12 項に該当するもの（家庭的保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 13 項に該当するもの（居宅訪問型保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 14 項に該当するもの（事業所内保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額の合算額を控除した額

B　前年度の道府県税課税状況調第 26 表（家屋に関する調）の表側「合計」、表頭「課税標準」のうち「価格」欄の額と第 28 表（土地に関する調）の表側「計」、表頭「課税標準額」欄の額との合算額に道府県税課税状況調第 33 表（課税標準の特例の適用状況に関する調（附則・合計））の表側「計」、表頭「法附則第 11 条第 7 項（認定都市再生計画）（実績）」のうち「控除額」欄の額及び道府県税課税状況調第 32 表（課税標準の特例の適用状況に関する調（本法））の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 12 項に該当するもの（家庭的保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 13 項に該当するもの（居宅訪問型保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 14 項に該当するもの（事業所内保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額の合算額を加算し、道府県税課税状況調第 33 表の表側「計」、表頭「法附則第 11 条第 7 項（認定都市再生計画）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額及び道府県税課税状況調第 32 表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 12 項に該当するもの（家庭的保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 13 項に該当するもの（居宅訪問型保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 14 項に該当するもの（事業所内保育事業）（参酌基準によった場合

（不動産取得税の基準税額の算定方法）

第二十条　不動産取得税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛（A ＋ B）／2｝ × 0.02095

算式の符号

A　前々年度の道府県税課税状況調第 26 表（家屋に関する調）の表側「合計」、表頭「課税標準」のうち「価格」欄の額と第 28 表（土地に関する調）の表側「計」、表頭「課税標準額」欄の額との合算額に道府県税課税状況調第 33 表（課税標準の特例の適用状況に関する調（附則・合計））の表側「計」、表頭「法附則第 11 条第 7 項（認定都市再生計画）（実績）」のうち「控除額」欄の額及び道府県税課税状況調第 32 表（課税標準の特例の適用状況に関する調（本法））の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 11 項に該当するもの（家庭的保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 12 項に該当するもの（居宅訪問型保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 13 項に該当するもの（事業所内保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 14 項に該当するもの（事業所内保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額の合算額を控除した額

B　前年度の道府県税課税状況調第 26 表（家屋に関する調）の表側「合計」、表頭「課税標準」のうち「価格」欄の額と第 28 表（土地に関する調）の表側「計」、表頭「課税標準額」欄の額との合算額に道府県税課税状況調第 33 表（課税標準の特例の適用状況に関する調（附則・合計））の表側「計」、表頭「法附則第 11 条第 7 項（認定都市再生計画）（実績）」のうち「控除額」欄の額及び道府県税課税状況調第 32 表（課税標準の特例の適用状況に関する調（本法））の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 12 項に該当するもの（家庭的保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 13 項に該当するもの（居宅訪問型保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 14 項に該当するもの（事業所内保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額の合算額を加算し、「道府県税課税状況調第 33 表の表側「計」、表頭「法附則第 11 条第 7 項（認定都市再生計画）（（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額及び道府県税課税状況調第 32 表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 12 項に該当するもの（家庭的保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 13 項に該当するもの（居宅訪問型保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 14 項に該当するもの（事業所内保育事業）（参酌基準によった